

平成 27 年度株式会社民間資金等活用事業推進機構の
業務の実績評価について

平成 29 年 3 月 28 日

～目次～

1. 背景
2. 平成 27 年度の業務の実績評価について
3. 具体的な評価
 - I. 支援決定の実績等について
 - II. 収入・支出予算の執行について
 - III. 支援基準との適合性について
 - IV. 官民ファンドの運営に係るガイドライン対応状況について
 - V. KPI の達成状況について
4. 総括

別紙 平成 27 年度までに支援決定を行った案件概要

(参考) 基本情報

- I. 本社
- II. 資本金
- III. 役員の状況
- IV. 従業員の状況
- V. 組織図
- VI. 決算の概要
- VII. 支援基準

1. 背景

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）は、国及び地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえつつ、我が国経済の成長の促進に寄与する観点から、公共施設等の整備等における民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用が一層重要となっていることに鑑み、特定選定事業（選定事業であって、利用料金を徴収する公共施設等の整備等を行い、利用料金を自らの収入として収受するものをいう。以下同じ。）又は特定選定事業を支援する事業（以下「特定選定事業等」と総称する。）を実施する者に対し、金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するための資金の供給を行うことにより、特定選定事業に係る資金を調達することができる資本市場の整備を促進するとともに、特定選定事業等の実施に必要な知識及び情報の提供その他特定選定事業等の普及に資する支援を行い、もって我が国において特定事業を推進することを目的として、会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の株式会社として、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「法」という。）に基づき、平成 25 年 10 月 7 日に設立され、平成 28 年 3 月 31 日に第 3 期事業年度の決算を迎えたところである。

内閣総理大臣は、法第 65 条第 1 項に基づき、機構の事業年度ごとの業務の実績について、評価を行わなければならないものとされている。この報告書は、以上のような背景を踏まえて、平成 27 年度の機構の業務の実績について評価したものである。

2. 平成 27 年度の業務の実績評価について

機構の業務の実績については、支援決定等が行われているか、内閣総理大臣が認可した収入・支出予算が適正に執行されているか、内閣総理大臣が定めた株式会社民間資金等活用事業推進機構支援基準（平成 25 年内閣府告示第 232 号。以下「支援基準」という。）に沿って業務運営がされているかを基本として評価する。また、官民ファンド共通のテーマとして官民ファンドの運営に係るガイドライン（平成 25 年 9 月 27 日官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定）が決定され、これを踏まえて機構の中長期的な目標を掲げる KPI（目標時期及び数値目標をいう。）が設定されたことから、これらの達成状況についても評価している。

評価に当たっては、具体的な案件の支援決定に向けて実施した業務だけでなく、組織体制や規程類の整備等も含めて、機構が平成 27 年度に実施した業務を確認して評価している。

3. 具体的な評価

I. 支援決定の実績等について

i. 支援決定の実績等

平成 25 年 10 月 7 日の会社設立以降、平成 27 年度末までの機構の支援決定、支援実行等の実績は表 1 に示すとおり。

表 1. 平成 27 年度末までの支援決定等の実績（直接出融資）

	支援 決定額 ※1	支援 実行額	年度末 借入金 残高	支援 決定数	支援 実行数 ※3	処分決定 件数
平成 25 年度	0.01 億円	0.01 億円	0 億円	1	1	0
平成 26 年度	0.55 億円	0.05 億円	0 億円	4	2	0
平成 27 年度	280 億円	234 億円	150 億円	10	6	0
累計	281 億円	234 億円	150 億円	14※2	8※2	0

※1 PFI 事業者に対する出資契約又は融資契約を締結した金額。

※2 女川町（宮城県）の水産加工団地排水処理施設整備等事業に対しては、平成 25 年度に出資、平成 26 年度に融資による支援を決定・実行していることから、累計上は 1 件として扱っている。

※3 PFI 事業者に対する出資契約又は融資契約を締結した件数。

平成 27 年度に決定された支援案件は、岡崎市こども発達センター等整備運営事業、海の中道海浜公園海洋生態科学館改修・運営事業、筑波大学グローバルレジデンス整備事業、川西市低炭素型複合施設整備に伴う PFI 事業、野々市中央地区整備事業、関西国際空港及び大阪国際空港特定空港運営事業等、函南「道の駅・川の駅」PFI 事業、民間船舶の運航・管理事業並びに福岡市総合体育館整備運営事業及び福岡市美術館リニューアル事業である。

また、機構は、PFI 事業推進のため、株主である地域金融機関のネットワーク等を活用して、地方公共団体に対して特定選定事業である PFI 事業を実施するよう働きかけている。

ii. 支援決定の実績等に関する評価

平成 27 年度に機構が民間事業者に対する支援を決定した実績は 10 件である。

事業分野は 7 つ、公共施設等の所在地は 1 府 6 県にわたっており、事業分野や公共施設等の所在地が分散され、機構が進めている地方公共団体や民間事業者に対する普及活動を積極的に実施した成果となっている。

II. 収入・支出予算の執行について

機構は、毎事業年度の開始前に、当該事業年度の予算を内閣総理大臣に提出して、その認可を受けなければならないとされており（法第 58 条第 1 項）、また、毎事業年度終了後 3 月以内に、当該事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないとされている（法第 60 条）。

そこで、収入・支出予算が適切に執行されているかについて、認可予算の額と実際の収入・支出の状況を比較して評価を行う。

i. 収入予算の執行

<出資金収入>

平成 27 年度における出資は行われていないことから、出資金収入は 0 円となっている。
また、平成 27 年度末時点の出資者は表 2 のとおりである。

表 2. 出資者一覧（平成 28 年 3 月 31 日時点）

財務大臣	株式会社十六銀行	株式会社福井銀行
株式会社あおぞら銀行	株式会社荘内銀行	株式会社福岡銀行
株式会社青森銀行	株式会社常陽銀行	芙蓉総合リース株式会社
株式会社秋田銀行	信金中央金庫	株式会社北越銀行
株式会社足利銀行	株式会社新生銀行	株式会社北都銀行
株式会社阿波銀行	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	株式会社北洋銀行
株式会社池田泉州銀行	第一生命保険株式会社	株式会社北陸銀行
株式会社伊予銀行	株式会社第四銀行	株式会社北海道銀行
株式会社岩手銀行	株式会社千葉銀行	株式会社みずほ銀行
NEO キャピタルソリューション株式会社	株式会社中国銀行	みずほ信託銀行株式会社
株式会社大分銀行	株式会社筑波銀行	株式会社みちのく銀行
株式会社大垣共立銀行	東京海上日動火災保険株式会社	株式会社三井住友銀行
株式会社鹿児島銀行	東京センチュリーリース株式会社	三井住友海上火災保険株式会社
株式会社紀陽銀行	株式会社東邦銀行	株式会社三菱東京 UFJ 銀行
株式会社京都銀行	株式会社東北銀行	三菱 UFJ 信託銀行株式会社
株式会社群馬銀行	株式会社南都銀行	株式会社武蔵野銀行
興銀リース株式会社	株式会社西日本シティ銀行	明治安田生命保険相互会社
株式会社埼玉りそな銀行	株式会社日本政策投資銀行	株式会社山形銀行
株式会社佐賀銀行	日本生命保険相互会社	株式会社山口銀行
株式会社滋賀銀行	株式会社八十二銀行	株式会社山梨中央銀行
株式会社四国銀行	株式会社肥後銀行	株式会社横浜銀行
株式会社静岡銀行	株式会社百五銀行	株式会社りそな銀行
株式会社七十七銀行	株式会社百十四銀行	株式会社琉球銀行
株式会社十八銀行	株式会社広島銀行	※五十音順（財務大臣を除く。）

<借入金>

平成 27 年度の借入金は 15,000 百万円であった。

表 3. 主要な収入データ

（単位：千円）

科目	収入予算額	収入額
(款) 出資金収入	7,000,000	0
(項) 政府出資金	5,000,000	0
(項) 民間出資金	2,000,000	0
(款) 借入金	300,000,000	15,000,000
(項) 政府保証債発行	200,000,000	0
(項) 政府保証借入	100,000,000	15,000,000
(款) 事業収入	100	205,812
(款) その他収入	100	22,116
合計	307,000,200	15,227,928

ii. 支出予算の執行

<貸付金>

平成 27 年度の貸付金は約 21,462 百万円であった。

<出資金>

平成 27 年度の出資金支出は 1,900 百万円であった。

<事業諸費>

平成 27 年度の事業諸費は約 14 百万円であった。

<一般管理費>

平成 27 年度の一般管理費は約 462 百万円であった。

表 4. 主要な支出データ

(単位：千円)

科目	支出予算現額	支出額
(項) 貸付金	183,000,000	21,462,500
(項) 出資金	122,000,000	1,900,000
(項) 事業諸費	1,421,820	14,354
(目) 事業諸費	776,004	11,245
(目) 調査費用	56,112	75
(目) 旅費	23,037	3,033
(目) 支払利息	566,667	0
(項) 一般管理費	744,238	461,655
(目) 役職員給与	449,145	299,744
(目) 諸謝金	26,304	13,105
(目) 事務費	232,310	147,315
(目) 交際費	1,600	123
(目) 退職給与引当金繰入	27,469	0
(目) 固定資産取得費用	7,410	1,367
合計	307,166,058	23,838,508

iii. 収入・支出予算の執行に関する評価

平成 27 年度の機構の収入及び支出については、いずれも内閣総理大臣から認可された予算の額の範囲内であり、その執行に特段の問題は認められなかった。今後、支援決定件数を増加させ、支援の実行により予算執行することを期待する。

Ⅲ. 支援基準との適合性について

法第 53 条第 1 項に基づき内閣総理大臣が定めた支援基準に従って機構の業務運営がされているかについて評価を行う。

i. 平成 27 年度に機構が支援決定を行った案件に関する適合性

支援基準においては、支援対象となる対象事業について、公共性・公益性、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用、収益面における出融資等適合性に係る基準を満たすべきとされている。

機構は平成 27 年度に 10 件の支援決定（別紙）を行ったが、当該案件に係る支援基準適合性は支援決定時に確認している。

ii. 機構の業務運営に関する適合性

(1) 出融資等業務全体としての長期収益性の確保

支援基準においては、特定選定事業等支援を通じて得られる総収入額が、少なくとも、機構の業務期間全体に必要な総支出額（出資者に対する適切な配当を含む。）を上回るように、事業年度毎に進捗状況を適宜評価しつつ、長期収益性を確保することに努めることとされている。

機構は、平成 27 年度には各種リスク分析により、資金回収の蓋然性が高く、機構の収益積み上げに貢献すると判断したものについて支援決定を行った。また、支援決定した案件についてモニタリングを実施することとしている。

なお、平成 27 年度末までに処分決定に至る案件等が生じておらず、具体的な収益性について評価を行う段階には至っていない。

(2) 出融資等業務全体としての分散出融資等

支援基準においては、支援の対象事業が特定の事業分野等に過度に偏ることのないよう、適切な出融資を行うことに努めることとされている。機構は、平成 27 年度に 10 件の支援決定を行ったが、事業分野は 7 つ、公共施設等の所在地は 1 府 6 県にわたっており、事業分野や公共施設等の所在地が分散されたポートフォリオにつながるものと考えられる。

(3) 個別出融資等案件に関する規律の確保

支援基準においては、事業・収支計画の精査、支援開始後のモニタリング等を適切に実施し、規律ある出融資等を行うこととしている。

平成 27 年度に支援決定した 10 案件について、機構では、投融資部において PFI 事業を実施する民間事業者の事業・収支計画や経営体制について審査し、財務管理部における審査を経て、民間資金等活用事業支援委員会で支援決定した。また、支援実行後には、投融資部等において事業の進捗状況をモニタリングする体制を整えている。

(4) 運用の透明性

支援基準においては、対象事業等について十分な情報開示に努めるとともに、対象事業者に対して投融資する民間金融機関等に対する必要な説明を適時適切に行うこととされている。

機構は、支援決定した案件について、支援決定、支援実行に係る情報を機構のホームページにて公開しており、引き続き情報開示、説明に努めることとしている。

また、定期的に出融資先の事業者の財務情報や経営方針等の企業情報のモニタリングを行っており、引き続き情報開示及び説明に努めることとしている。

(5) 個別出融資等案件における民間金融機関・民間投資家等の補完

支援基準においては、対象事業の資金ニーズに対する民間金融機関等の投融資を補完する等類似の民間金融機関等の活動を不当に妨げることがないようにすることとされている。

機構は、こうした趣旨を踏まえて支援内容を決定することとしており、平成 27 年度末では、機構と民間の総出融資額が、機構の出融資額の 9.8 倍になっている。

(6) 責任ある出融資等執行体制の整備

支援基準においては、特定選定事業等支援を行う機構の役職員が責任をもって業務を行う出融資等執行体制を整備することとしている。

機構は、平成 25 年 10 月に設立され、執行体制の整備に努めてきたところであり、①支援検討プロセス、②支援検討におけるコンプライアンス体制の整備・運用については、以下のとおりである。

① 支援検討プロセス

機構は、出融資の金額にかかわらず、全ての個別案件について、案件形成を支援する段階、投融資部において支援を検討する段階、財務管理部において内部審査を実施する段階、代表取締役社長により決裁を行う段階、支援委員会において支援を決定する段階の 5 つの段階を経て、支援決定している。

なお、機構は、現時点でファンドオブファンズに対する支援業務を行っておらず、当該業務に対応する内部牽制については、業務の具体化に応じて検討していく予定である。

➤ 案件形成を支援する段階

プロジェクト支援部が地方公共団体等へ赴き、PFI 事業の案件形成を支援している。具体的には、PFI の制度や事例の紹介、PFI 導入を検討している案件の相談、セミナー活動等を実施している。

➤ 投融資部において支援を検討する段階

実施方針が公表された PFI 事業に関して、民間事業者から機構に支援の要請があった場合、投融資部において当該案件を支援できるかどうかを判断している。具体的には、機構の支援対象である特定選定事業等であり、支援基準に適合していること等を確認できたものについて、事業の採算性等を精査し、機構による支援の企画立案業務を実施することとしている。

➤ 財務管理部において内部審査を実施する段階

投融資部門から独立する財務管理部が、企画立案された支援案件について、審査規程に基づき、事業計画・収支計画、資金調達スキームの妥当性及び機構の出融資条件並びに回収方法の妥当性等を審査している。

➤ 代表取締役社長により決裁を行う段階

機構として、企画立案された支援案件を支援委員会に付議することについて、社内決裁が行われる。

➤ 支援委員会において支援決定する段階

専門性及び独立性を具備する支援委員会が、主務大臣意見及び所管大臣意見を踏まえて、支援の対象とする事業者と支援の内容について決定する

② 支援検討におけるコンプライアンス体制の整備・運用

➤ 利益相反チェック

機構は、利益相反管理規程を定め、利益相反取引情報の収集及び定期的な取締役会への報告を行う体制を整備している。利益相反管理については、職員に周知するとともに、コンプライアンス委員会に取組状況が説明され、同委員長から取締役会に報告されることとされている。

なお、平成 27 年度において経営に重大な影響を与える、又は、取引先、機構等の利益が著しく阻害される利益相反に関する事案として報告された事例はなかった。

➤ 情報隔壁の構築

機構は、公共又は民間事業者候補と秘密保持契約を締結した場合には、社内システムにおけるアクセス制限措置を含め、電子媒体・メール・書類等の情報を隔離することとしている。

また、情報管理に係る社内研修を機構の職員全員に対して実施するとともに、職員の出向元にも機構の情報管理等を説明し、情報隔離の徹底を図っている。

(7) 東日本大震災からの復興への配慮

支援基準においては、特定選定事業等支援を行うに当たっては、東日本大震災からの復興に向けて被災地域等において行われる特定選定事業の推進に配慮することとされている。

機構は、東日本大震災で被災した宮城県女川町において、復興に向けた水産加工団地に必要な排水処理施設について、PFI 事業として整備・運営する事業者に対して平成 25 年度（出資）及び平成 26 年度（融資）に支援決定している。

iii. 支援基準との適合性に関する評価

平成 27 年度に行われた 10 件の支援決定については、いずれも株式会社民間資金等活用事業推進機構支援基準に適合しており妥当であると認められる。また、機構の業務実績について支援基準の各項目に照らして特段の問題は認められなかった。今後、支援基準を遵守して支援決定実績を積み上げるとともに、支援実施後のモニタリングやポートフォリオマネジメント等を適切に実施することが期待される。

IV. 官民ファンドの運営に係るガイドラインへの対応状況について

官民ファンドの運営に係るガイドラインに準拠して機構が業務を実施しているか評価を行う。

i. 運営全般（政策目的、民業補完等）

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
<p>① 公的資金の活用であることに鑑み、法令上等の政策目的に沿って効率的に運営されているか。また、民業補完に徹するとともに、各ファンドの政策目的の差異、対象となる運用先の差異が適切に把握されているか。</p>	<p>機構は、法令上の政策目的に沿って的確に運営されるよう、内閣総理大臣が定めた支援基準に則して、出融資等方針を定めて支援業務を実施することとしている。</p> <p>また、機構は法に定めるところにより特定選定事業等を実施する者に対し、金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するための資金の供給を行うこととされており、これらの趣旨は出融資等方針に反映されている。</p>
<p>② 政策的観点からのリスク性資金であるが、国の資金であることにも十分配慮された運用が行われているか。</p>	<p>機構は、出融資等方針において「特定選定事業等支援を通じて得られる総収入額が、少なくとも、会社の業務期間全体に必要な総支出額（出資者に対する適切な配当を含む。）を上回るように、事業年度毎に進捗状況を適宜評価しつつ、長期収益性を確保することに努めなければならない」として収益性の確保に努めることとしている。</p> <p>平成 27 年度に出融資を行った案件についても、支援決定する際にリスク分析により資金回収の蓋然性等を判断するとともに、支援決定後もモニタリングすることとしている。</p>
<p>③ 法令上等の政策目的に沿ってベンチャー企業支援や地域経済を支える地</p>	<p>機構は、特定選定事業等を実施する者を支援することとされており、以下のとおり、必要十分な</p>

<p>元企業（地域での起業を含む）支援等のために必要十分な資金供給等がなされているか。また、そのために必要な組織構成（投資態勢、窓口体制、人材育成機能等）となっているか。</p>	<p>資金供給等のために必要な組織構成となっている。</p> <p>（投資態勢） 投融資部がPFI事業を実施する民間事業者からの相談に対応し、投資案件を立案。財務管理部の審査を経たうえで、支援委員会によって投資が決定される態勢となっている。</p> <p>（窓口体制） 地方公共団体や事業者等から支援に関する相談があった場合には、PFI事業の進捗に応じてプロジェクト支援部又は投融資部が適時に対応する体制を整えている。</p> <p>（人材育成機能） 機構は、地域金融機関等から職員の出向を受け入れるとともに、機構主催のセミナーを開催するなど人材の育成を行っている。</p>
<p>④ 各ファンドと民間のリスクマネー供給（民間のプライベートエクイティ、ベンチャーキャピタルファンドや銀行のメザニン等）との関係・役割分担等は適切に理解されているか。</p>	<p>機構は、平成25年10月の設立直後にホームページを立ち上げ、支援基準を公開するとともに、機構の設立趣旨、支援方法等の情報を公開することで、機構の支援対象及び民間のリスクマネー供給との関係・役割分担が周知されるよう措置している。</p> <p>また、機構は、地方公共団体への往訪や民間事業者等との意見交換を通じて、機構の設立趣旨、支援方法、選定までの期間、手続等について適切に説明を行うことで、機構の支援対象及び民間のリスクマネー供給との関係・役割分担が理解されるよう努めている。</p>
<p>⑤ ファンド全体の業績評価について、ファンド設立・運営の趣旨を踏まえ、中長期的な視点から総合的に実施されているか。</p>	<p>機構は、官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議の決定を踏まえ、中長期的な指標であるKPIを定め、業績を評価することとしている。</p>
<p>⑥ 支援が競争に与える影響を勘案したものとなっているか。</p>	<p>機構は、出融資等方針において、「類似の民間金融機関・民間投資家等の活動を不当に妨げることがないようにすること」として、民間金融機関・民間投資家等の投融資を補完することとしている。</p>
<p>⑦ サンセット条項の下、限られた期間内で民間プレイヤーの呼び水となり、将来民間で活躍できる事業創造の核となる人材を育成する目的が共有されているか。</p>	<p>機構は、限られた期間内でPFI事業の普及の呼び水となるよう、人材育成に係るKPIを定め、地域金融機関等からの職員の受入れ、機構主催のセミナーの開催など、地域人材の育成・ノウハウの提供に努めている。</p> <p>なお、人材育成に関連するKPIである「地域人材の育成・ノウハウ提供（機構への受入、専門的なセミナーの開催、支援案件を通じた地域における人材の育成の状況）」の実績は設立（平成25年10月）以来、平成27年度末時点の累計では183名となっている。</p>
<p>⑧ 閣僚会議及び幹事会に対して、各ファンドが政策目的にかなった運営を行</p>	<p>機構は、閣僚会議及び幹事会に対する報告について、内閣府を通じて正確かつ透明性をもって行</p>

っているかについての定期的な報告が、正確かつ透明性をもって行われているか。	っている。
---------------------------------------	-------

ii. 投資の態勢及び決定過程

(1) 投資の態勢

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
① 案件発掘及びデューディリジェンスを行う主体は十分な能力を保有しているか。	機構は、金融機関出身者等プロジェクトファイナンスの知識・能力を備えた職員を配置して案件発掘を行うとともに、監査法人からの出向者等を配置して具体的案件のデューディリジェンスを行う態勢を整えている。
② 投資に係る決定を行う組織の役割が明確化され、適切に開催され、機能しているか。	機構が支援決定する際のプロセスは3. III ii (6) ①に記載のとおり。 なお、平成27年度の機構の支援案件では、このプロセスに従い、支援決定がなされている。
③ 執行部を中立的な見地から監視、牽制する仕組みの役割が明確化され、導入され、機能しているか。	機構が支援決定する際のプロセスは3. III ii (6) ①に記載のとおり。 執行部を中立的な見地から監視、牽制する仕組みとして、機構は会社法に基づく監査役を設置するとともに、支援決定に際しては、取締役会から独立した支援委員会に、意思決定機関としての役割を持たせている。また、内部審査機能として、このプロセスに、財務管理部による個別案件ごとの審査を取り入れている。 なお、平成27年度案件の支援決定時において、適切な支援決定手続を経ている。
④ 投資に係る決定を行う組織を監視、必要に応じて牽制する仕組みの役割が明確化され、導入され、機能しているか。また、通常の投資に係る決定を行う組織から上位の決定を行う組織への重要な意思決定案件等の付議について、適切な仕組みのもとに行われるようになっており、機能しているか（大型案件、標準的な投資案件でない案件、想定内であっても初めて行う案件、利益相反が懸念される案件等の付議案件の明確化等）。	機構では、法第46条第1項第1号に定めるところにより、支援委員会において支援決定を行うこととしている。支援委員会に対しては、監査役の出席と支援決定前に提出される内閣総理大臣及び所管大臣による意見（法第54条第2項及び第4項）が監視、牽制機能を果たしている。 平成27年度の支援決定に当たっては、支援委員会への監査役の出席、支援決定前の内閣総理大臣及び所管大臣の意見聴取が行われている。 なお、機構は出融資の金額にかかわらず、全ての出融資案件において同様なプロセスをとっている。
⑤ 投資プロフェッショナルの報酬は適切か（給与・賞与レベル、成功報酬、競業禁止義務等の退職に関する制限の有無等）。	機構は、類似の民間金融機関・民間投資家等の慣行を踏まえ、職員の給与水準を定めるとともに、業績連動賞与を設けること等としている。
⑥ ファンドオブファンズとなる官民ファンドの場合、特にファンドオブファンズ業務を行うことに対応した監視、牽制の仕組みの役割が明確化され、導入され、機能しているか。	機構は、現時点でファンドオブファンズとしての支援業務を行っていない。今後、業務の具体化に応じて、ファンドオブファンズ業務を行うことに対応した監視、牽制の仕組みについて検討していく予定である。

(2) 投資方針

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
<p>① 投資方針、チェック項目は、政策目的に沿って、適切なものか（業種、企業サイズ、事業ステージ、リスク選好度等から見て、当該ファンド全体としての運用対象は政策目的に沿ったものか（標準類型等））。</p>	<p>機構は、政策目的に沿って業務が実施されるよう、内閣総理大臣が定めた支援基準に則して、出融資等方針を作成し、投資方針のチェックを実施している。</p>
<p>② 投資に当たって、その定性面と定量面から以下の点は検討されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成長戦略への貢献の度合い、成長戦略との整合性の評価 ・ 民間資金の呼び水機能 ・ 民業圧迫（民間のリスクキャピタルとの非競合の担保等）の防止や競争に与える影響の最小限化（補完性、比例（最小限）性、中立・公平性、手続透明性の原則の遵守等） ・ 投資採算（投資倍率、回収期間、IRR等）、EXIT実現可能性の確認 ・ 利益相反事項の検証と確認（ファンドへの出資者との関連取引のチェック、案件の共同出資者との条件の公平性等） 	<p>機構は、政策目的に沿って業務が実施されるよう出融資等方針を作成しており、左の趣旨はその中に反映されている。</p>

(3) 投資決定の過程

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
<p>① 投資に係る決定を行う組織で政策目的に基づいた投資の基本的な方針等に従って検討されているか。また、適切な手続きによる審査を経て投資に係る決定を行う組織で中立的な立場から決定されているか。投資に係る決定を行う組織で否認された案件は適切な検証を経て否認されたか。</p>	<p>機構が支援決定する際のプロセスは3. III ii (6) ①に記載のとおり。</p> <p>機構は、政策目的に沿って出融資が実施されるよう内閣総理大臣が定めた支援基準に則して出融資等方針を作成している。また、支援決定に際してはフロントオフィスから独立した財務管理部にて内部審査を行い、中立的な支援委員会が支援内容を検証し、支援を決定している。</p> <p>なお、平成27年度末時点において、支援委員会では否認された案件はない。</p>
<p>② 案件の選別は、持込投資案件総数、投資検討実施件数（DD実施件数）、投資に係る決定を行う組織への付議案件数、投資提案件数、投資決定案件数等からみて、適切に行われているといえるか。</p>	<p>機構において支援に係る決定を行う組織には支援委員会が該当するが、平成27年度において支援委員会に付議された案件数は10件であり、当該10件について適切に支援決定がなされている状況である。</p>

(4) 経営支援（ハンズオン）

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
① 経営支援（ハンズオン）を行うファンドにおいては適切に経営支援が行われているか。	機構は、原則として投資等に伴う経営支援（ハンズオン）は行わないため該当なし。

(5) 投資実績の評価及び開示

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
① 次の点を踏まえて、適切にモニタリングを行っているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務諸表等の指標に基づくモニタリングの基準を設定する ・ 投資先企業の財務情報や経営方針等の企業情報を継続的に把握する ・ EXITの方法、時期は個別案件ごとに取決め、円滑な退出を確保する 	機構は、出融資等方針において、「会社は、対象事業者の企業情報及び財務情報等に基づき、出融資等のモニタリングを随時適切に行うもの」としている。 そのため、機構は、定期的に出融資先の事業者の財務情報や経営方針等の企業情報のモニタリングを行い、EXITの方針の検討を行っている。
② 時価評価は適切に行われているか（内部評価と外部監査の有無）。	機構は、出資について決算時に時価評価することとしている。 また、当該内部評価が適切に行われていることを裏付けるため、監査法人による外部監査を受けている。
③ 個別案件及びファンド全体において、政策目的との関係で効果的な運用となっているか。（運用目標や政策目的の達成状況が事後検証可能な指標（KPI）等を個別案件において設定し評価を行っているか、また、ファンド全体のKPIについても設定、公表がされているか等）	機構は、個別案件及び機構全体に関して、KPIを定め、業績を評価することとしている。 KPIに関する評価については、「V. KPIの達成状況について」を参照。
④ 投資実績に対するモニタリングや評価の基本となるべき開示情報が、可能な限り数値化されているか。	機構は、出資について決算時に時価評価するなど可能な情報を数値化して情報を開示することとしている。

(6) 投資の運用方針の見直し

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
① 投資の運用実績の評価に基づき、運営方針の変更等が適切に行われているか。（実績の評価、投資後のモニタリングにおいて、個別案件ごとのターゲット（PLやBS等の指標）、ターゲットから外れた場合の対応、個別案件のEXITを判断する基準、運用失敗の場合の判断基準とそれの場合の対応など	機構は、出融資等方針において、「出融資等のモニタリングにおいて、個別融資等案件の実績が当該出融資等案件の見通しから著しく外れた場合には、個別出融資等案件の方針を見直すことも含め、対応を検討するもの」としている。なお、平成27年度末までに方針の変更は行っていない。

が適切に行われているか)	
--------------	--

iii. ポートフォリオマネジメント

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
① 個別の案件でのリスクテイク（その際、政策的な必要性の説明責任を果たせるか）とファンド全体での元本確保のバランスを取るポートフォリオマネジメントは適切に行われているか。またポートフォリオマネジメントを確保する態勢（責任者、組織等）は整備されているか。	<p>機構では、対象案件が、特定の事業分野等に過度に偏ることのないよう分散出融資に努め、全体のポートフォリオを構成している。</p> <p>平成 27 年度末時点における累計の支援決定件数は 14 件であるが、事業分野は 10 つ、公共施設等の所在地は 1 府 10 県にわたっており、事業分野や公共施設等の所在地が分散されている。</p> <p>また、財務管理部、経営会議及び取締役会においてポートフォリオマネジメントを行う。</p>
② 投資実績、運用実績を評価し、運用方針の変更などを行える態勢が整備され、機能しているか。そのために必要な投資後のモニタリングについては、投資チームとは別のチームが行う等、態勢が適切に整備されているか。	<p>平成 27 年度末までに投資の運用に係る方針変更は行っていない。</p> <p>なお、投融資部のほかに、財務管理部がモニタリングを実施できる態勢を構築している。</p>

iv. 民間出資者の役割

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
① 民間出資者に求める役割が明確化されているか。	<p>機構は、民間出資者に対して、機構に対する出資とともに、PFI 事業の普及への協力を求めている。例えば、出資者である地方銀行のネットワークを通じて地方公共団体を訪問し、公共施設等の整備等を PFI 事業として実施するよう働きかけを行っている。</p>
② 各ファンドの投資案件に対する民間出資者のインセンティブや動機は確認されているか。	<p>機構の出資者は金融機関等であり、PFI 事業の拡大によるインフラ投資市場の整備を期待している。機構の個別の投資案件については、株主総会や事業報告を通じて説明し、意向を確認している。</p>
③ 民間出資の条件（手数料や成功報酬、特別な利益供与などのサイドレターの有無、案件によるオプトアウト条項（競合他社への出資の忌避等）の有無、出向者やオブザーバーでの受入の有無等）は適切なものか。	<p>機構に対する民間からの出資は普通株式となっており、国からの出資条件と同等となっている。</p>
④ 各ファンドは民間出資者に対して、民間ファンドと民間出資者との関係を参考にし、投資実績を適時適切に報告しているか。 ・ 投資決定時における投資内容（投資先企業名、事業内容、投資額	<p>機構は、支援決定時における支援内容等について適時、自社ホームページにおいて公表している。</p> <p>支援実行後においても株主総会を通じて支援状況等を民間出資者に対して報告している。</p>

<p>等)、決定プロセスや決定の背景の適切な開示に加え、投資実行後においても、当該投資について適切な評価、情報開示を継続的に行い、説明責任を果たしているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 投資実行後において、各投資先企業についての財務情報、回収見込み額、出資に係る退出（EXIT）方針、投資決定時等における将来見通しからの乖離等について、適時適切に報告しているか。 	
---	--

v. 監督官庁及び出資者たる国と各ファンドとの関係

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
<p>① 監督官庁及び出資者としての国と、投資方針の政策目的との合致、政策目的の達成状況、競争に与える影響の最小限化等について、必要に応じ国からの役職員の出向を可能とする措置を講じるなど、密接に意見交換を常時行うための態勢を構築しているか。</p>	<p>機構は、国から5名の職員を受け入れ、密接に意見交換を常時行うための態勢を構築している。</p>
<p>② 投資決定時における適切な開示に加え、投資実行後においても、当該投資について適切な評価、情報開示を継続的に行い、国民に対しての説明責任を果たしているか。</p>	<p>機構は、支援決定時における支援内容等について自社ホームページにおいて公表している。また、機構の業務活動を示す事業報告、計算書類及び監査報告書を公表し、支援実行後においても情報開示に努めている。</p>
<p>③ 監督官庁であり出資者である国が、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、各ファンドによる投資内容及び投資実行後の状況等について適時適切に把握するため、各ファンドは次の事項について、監督官庁及び出資者それぞれに、適時適切に報告しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 投資内容（投資先企業名、事業内容、投資額等）、投資決定のプロセスや背景等 投資実行後における、適切な評価に基づく、各投資先企業についての財務情報、回収見込み額、出資に係る退出（EXIT）方針、投資決定時等における将来見通しからの乖離等 	<p>機構は、平成27年度には、投資内容、投資決定のプロセス、背景等について監督官庁に報告して投資決定を行った。</p> <p>また、機構は、定期的に出融資先の事業者の財務情報や経営方針等の企業情報のモニタリングを行い、EXITの方針の検討を行っており、監督官庁及び出資者それぞれに、適時適切に報告している。</p>
<p>④ 守秘義務契約により上記の運用報告が妨げられる場合において、当該守秘</p>	<p>機構は、支援対象事業に関する守秘義務契約が存在する場合、法第57条第1項に基づく情報を</p>

義務契約の存在及びその理由についての事前の説明も含め適切に報告しているか。	提供する際に、監督官庁に対してその旨を報告している。
---------------------------------------	----------------------------

vi. 官民ファンドの運営に係るガイドラインへの対応状況に関する評価

平成 27 年度の機構の業務実績について官民ファンドの運営に係るガイドラインに照らして特段の問題は認められなかった。今後とも、ガイドラインを遵守して業務実績を積み上げていくことが期待される。

V. KPI の達成状況について

機構は、法第 31 条（機構の目的）を達成するべく、同条に沿って i. 機構の資金供給、ii. インフラファンド市場の育成（需要変動リスクの伴うインフラ整備等に対する民間投資の喚起）、及び、iii. 利用料金収入で資金回収を行う PFI 事業の普及、という 3 項目について KPI を設定している。

そこで、機構の KPI に対し平成 27 年度末時点における達成状況を示し評価を行う。

i. 機構の資金供給

(1) 支援案件の事業規模

（機構が資金供給を行った案件の事業規模の合計金額）

目標時期及び数値目標	平成 27 年度末における達成状況
平成 28 年度末までに 1.5 兆円	2 兆 2,535 億円

(2) 支援案件のインフラ分野数

（例：空港・上水道・下水道 等）

目標時期及び数値目標	平成 27 年度末における達成状況
平成 28 年度末までに 5 分野	10 分野

(3) 機構の収益率

（総収入額÷総支出額）

数値目標	平成 27 年度末における達成状況
1 倍超	現時点において EXIT 案件は存在していない。

ii. インフラファンド市場の育成

（需要変動リスクの伴うインフラ整備等に対する民間投資の喚起）

(1) 呼び水効果：民業補完

（[機構及び金融機関等からの出融資額÷機構の出融資額]の平均値）

数値目標	平成 27 年度末における達成状況
3 倍以上	9.8 倍

(2) 民間インフラファンド組成に向けた取組み

（民間インフラファンド組成のための実務的な打合せを行った事業者数）

目標時期及び数値目標	平成 27 年度末における達成状況
平成 28 年度末までに 10 社	7 社

iii. 利用料金収入で資金回収を行う PFI 事業の普及

(1) 市場関係者へのアドバイス件数

（地方公共団体、地域金融機関、事業者等への具体的なアドバイスを行った案件数）

目標時期及び数値目標	平成 27 年度末における達成状況
平成 28 年度末までに 500 件	478 件

- (2) 地域人材の育成・ノウハウ提供
 (機構への受入、支援案件、専門的なセミナーを通じた地域における人材の育成の状況)

目標時期及び数値目標	平成 27 年度末における達成状況
平成 28 年度末までに 200 名	183 名

- (3) 利用料金収入で資金回収を行う PFI 事業の件数
 (平成 25 年度 10 月設立以降の事業の件数)

目標時期及び数値目標	平成 27 年度末における達成状況
機構の事業期間 (14.5 年) に 100 件	38 件

iv. KPI の達成状況に関する評価

平成 27 年度の機構の業務実績について、法第 31 条に定める機構の目的を反映して設定された KPI に照らして評価したところ、KPI の達成を目指して業務が実施されているものと認められた。今後とも、KPI の達成を目指して、業務を実施していくことが期待される。

4. 総括

今回、機構が平成 27 年度に実施した業務の実績評価を行った。機構が平成 25 年 10 月に設立されてから平成 27 年度末までに出融資金の回収に至った案件はないことから、これまでの具体的な案件形成に向けて実施した業務や組織体制、規程類の整備等の業務からできる評価を実施しており、今後、事業の進捗に応じて投資収益実績等に係る評価を実施することになる。

➤ 平成 27 年度の機構の業務の実績評価

平成 27 年度に機構が民間事業者に対する支援を決定した実績は 10 件であり、いずれも支援基準に適合しており妥当であると認められる。

また、平成 27 年度の機構の収入及び支出については、いずれも内閣総理大臣から認可された予算の額の範囲内であり、その執行に特段の問題は認められなかった。

その他の業務運営について、支援基準及び官民ファンドの運営に係るガイドラインに照らして特段の問題は認められず、機構の業務は KPI の達成を目指して実施されていると認められる。

➤ 今後の取組に関する期待

今後とも、認可予算、支援基準及びガイドラインを遵守し、KPI の達成を目指すことにより、支援決定等の具体的な業務実績を積み上げ、地域の活性化や我が国における PFI 事業の拡大に貢献することが期待される。